

鎌倉市腰越漁港指定管理業務仕様書

1 施設の概要(名称、所在地及び種別)

腰越漁港

鎌倉市腰越二丁目9番先

甲種漁港施設（外郭施設を除く。以下同じ。）

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次のとおりとします。

(1) 甲種漁港施設の利用等に係る届出書等の受付に関する業務

漁港施設利用届出書・水産物陸揚状況報告書・入出港届出書等の受付を行い、毎翌月鎌倉市（以下「市」という。）に提出すること。

(2) 甲種漁港施設の利用に係る料金の徴収に関する業務

停係泊料・船揚料・陸揚料・駐車料の徴収を行い、毎翌月市に報告すること。

(3) 市への納付金の納入

鎌倉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する規則第8条に基づく協定書で規定した額を、協定書で規定した期日までに市に納付すること。

(4) 甲種漁港施設の巡視その他安全かつ適正な利用を確保するために必要な業務

漁港内の秩序維持のため適時巡回を行い、危険行為等に対しては注意を促すなど、必要に応じて市と連携して対応すること。

(5) 甲種漁港施設の維持管理に関する業務

ア 修繕

施設の維持管理にかかる小破修繕（1件50万円以下に限る。）は指定管理者の負担により実施すること。

なお、小破修繕の範囲を超える修繕（1件50万円を超えるもの。）については市の責任において実施する。

イ 漁港内照明灯の管理

照明灯の不都合を発見した場合は、この不都合が照明灯の電球(水銀灯等)、消耗品(球・点滅器・ヒューズ等)の不良に原因がある場合及び1件50万円以下の小破修繕については、指定管理者の負担により修繕すること。

上記以外の修繕及び維持運営計画により実施する修繕については、市が負担する。

ウ 市水産倉庫、冷凍冷蔵庫の管理

(ア) 市水産倉庫及び冷凍冷蔵庫の維持管理は指定管理者が行い、電気使用料及び水道使用料については、指定管理者が負担すること。

(イ) 冷凍冷蔵庫については、毎年2回保守点検を実施すること。

エ 漁港門扉の開閉

(ア) 門扉は午前5時に開門し、午後5時に閉門すること。ただし、休業日は除く。

(イ) 門扉の修繕のうち1件50万円以下の小破修繕については、指定管理者の負担により実施すること。

オ 漁港内の清掃

- (ア) 漁港内(泊地を含む。)の日常清掃に努め、月2回は施設全体の定期清掃を行い漁港内の美化に努めること。
- (イ) 台風等により着岸したごみについては、指定管理者が処分すること。
- (ウ) 漁業者が回収した海洋ごみについては、市が指定する場所で保管すること(市がごみの処分を行う)。

カ 駐車場の管理

- (ア) 利用者に駐車する位置を指示する。
- (イ) 利用者から駐車料を徴収する。

キ 漁港施設の安全管理

- (ア) 防波堤、胸壁及び突堤に関係者以外が立ち入らないよう、注意を払うこと。
- (イ) 展望スペースが設けられている防砂堤は、一般市民等が立ち入るため、午前5時から午後5時までを除く時間、又は荒天による危険が想定される場合等には、立ち入りを禁止する等の措置をとること。

ク 維持管理業務の報告

維持管理業務の実施内容について、毎翌月市に報告すること。

(6) 水産業の振興と漁業に対する市民の理解を深める事業の実施

漁港施設を有効に活用して水産業の振興に努めるとともに、漁業協同組合等と連携した漁業学習や直売事業を催し、漁業に対する市民の理解を深めるものとする。